

## 吹田市高齢者運転免許証自主返納者の公共交通利用に関する補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、吹田市公共交通維持・改善計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向けた方策として、市内において運転免許証を自主返納する高齢者が、公共交通機関を利用するにあたって支出した費用に対し、吹田市高齢者運転免許証自主返納者の公共交通利用に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより公共交通の利用を促進する。また、不安を感じながら運転を継続する高齢者の方が運転免許証を自主返納するきっかけを作り、近年増加する高齢者による交通事故の抑止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する運転免許証であつて、同法に規定する有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法の規定により、公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、運転免許証を自主返納した75歳以上の市内在住者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、運転免許返納後に購入した公共交通利用に係る費用とし、次の各号のいずれかに該当する費用とする。

- (1) 交通系ICカードの購入及びチャージに係る費用（定期券購入を含む）
- (2) 大阪タクシー共通乗車券の購入に係る費用
- (3) その他市長が認める公共交通利用に係る費用

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費のうち1返納あたり6,000円を上限とする。但し、交付申請年度の補助金支出額合計が予算額に達した場合は、補助金を交付しない。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の写し

- (2) 本人が確認できるものの写し（マイナンバーカードの表面、健康保険証など）
  - (3) 第4条に掲げる補助対象経費を示す領収証
  - (4) 振込先口座（口座名義人が本人のもの）が確認できる書類（通帳またはキャッシュカードの写し）
  - (5) (1)記載の住所が吹田市外であって、吹田市内在住の場合に現住所を示す書類（「申請日より3か月以内の公共料金領収証〈領収印がある領収証または発行日（口座引落日）の記載がある口座振替済通知書〉」または「住民票」）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請は1返納あたり1回限りとする。
  - 3 申請に要した書類は返却しないものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、当該申請をした者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに速やかに当該申請に係る補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において交付が不相当であると認める場合は、当該申請をした者にその理由を付した不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。
  - (3) その他この要領に違反したとき。
- 2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の申請をした者については、同日以後も、なおその効力を有する。